

『万葉集』から見る日本の古典

獨協大学特任教授 城崎 陽子

天武・持統朝 ― その4 ―

先回は天武皇子事件の遠因を思わせる恋歌や、事件後に伊勢斎宮の任を解かれて帰京した大来皇女が弟・大津を思つて読んだ歌を扱った。今回は天武・持統両朝にわたって律令国家体制が固められていく過程で生み出された「天皇即神思想」について触れておきたい。

『万葉集』には「大君は神にしませば」という定型句がある。これは「大君は神でいらつしやるので」の意であり、短歌の上二句の表現として万葉集に六例みられる。以下に①から⑤として、称揚される対象とその歌番号を掲げておいた。

- ① 天武天皇（二例、巻十九・四二六〇、四二六一番歌）
- ② 持統天皇（巻三・二三三五番歌）
- ③ 忍壁皇子（巻三・二三三五或本歌）
- ④ 長皇子（巻三・二四一番歌）
- ⑤ 弓削皇子（巻二・二〇五番歌）

讚美表現と考えられる。もつとも、置始東人の⑤は挽歌の例で、現実の人間を神と称えた他例とはいささか質を異にする。⑤を除く四例のうち、初例と目されるのは天武を对象とする①の二首で、これらは天平勝宝四年（七五三）二月に大伴家持によつて記録された伝誦歌である。

壬申の年の乱の平定、まりにし以後の歌二首

大君は神にしませば
赤駒の
腹遠ふ田居を
都と成しつ

（巻十九・四二六〇番歌）
右の一首、大將軍贈右大臣大伴卿の作

大君は神にしませば
水鳥の
すだく水沼を
都と成しつ

（巻十九・四二六一番歌）
右の一首、大將軍贈右大臣大伴卿の作



天武・持統両天皇が合葬されている檜隈大内陵

右の件の二首、天平勝宝四年二月二日に聞き、即ちここに載せたり。

一首目は大伴御行作、二首目は作者未詳歌と伝えられる。題詞には壬申の乱（六七二）平定以後の歌と記され、神ゆえの偉業として、天皇は馬が腹這う田や水鳥が集まる沼を都と成したということが詠われる。題詞を根拠として、壬申の乱後まもなくの作とされ、浄御原宮の造営にかかわる歌と解されている。ただ

し、天武朝の初年当時、宮が営まれた飛鳥の地が歌に表現されたような形状であったとは考えがたいという観点から、この都については天武十三年（六八四）、天武天皇によつて宮地が定められ、その後造営、遷都される藤原宮を指すとする見解も提示されている。

そして、②の例が持統天皇の行幸歌である。天皇、雷の岳に出でませる時に、柿本朝臣人麻呂が作る歌一首

大君は神にしませば

天雲の雷の上に
盛りせるかも

（巻三・一三三五番歌）

右、或本に云はく、「忍壁皇子に缺れるなり」といふ。その歌に曰く、「大君は神にしませば雲隠る雷山に宮敷きいます」

天皇は神であるので、天雲の雷の上に庵をなさることだという当該の一首は「雷の丘」に行幸した持統天皇の様子を詠ったものとされている。「雷の丘」についての伝承は先に述べたことがあるので詳しくはそちらに譲るが、小字部柄軽のとらえた「雷神」（『日本書紀』では「三諸岳の神」とされる）を放つた地とされる。従つて、この雷丘に庵をすることは神である天皇でなければできないことであるとの了解がある。

現実の天皇を神と仰ぐ思想は、後に養老「公式令」などに天皇の立場を指して用いられるアキツカミの語にも確認できる。アキツカミは「この世に姿を現している神」の意であり、神を祀る者が神になり代わりうるという論理とかわる語である。そうしたアキツカミの語は、六九七年に即位した文武天皇の即位の宣命に見られる。「現御神と大八嶋国知らしめす天皇」（『統日本紀』）の表現に初めてみられる。令の規定と宣命との関係についてはさまざまな問題を含んでいるが、大宝令発布以前にこのような表現が見られるという事実は、アキツカミとしての天皇の立場が天武朝の浄御原令段階で形成されつつあったことを示唆するといえよう。

壬申の乱後、天武は律令国家の形成を強力に押し進めた。それに伴つて天皇は、思想的にも制度的にも天つ神の代理者たる

るアキツカミとして位置づけられたのだと考えられる。「大君は神にしませば」という讚美表現は、そうした時代の動向と密接に関わつて生み出された、天皇の神格化表現であるといえよう。この表現は、持統朝には人麻呂によつて受け止められ、その内容が深められる。とりわけ先に掲げた②について、天皇が神話世界の頂点に位置づけられているとされ、賛辞の聖性を獲得した作として「天皇即神観の短歌的達成」が指摘されている。

こうした表現の有り様が当時の政治思想を裏付けていたことを考えると、次の作品にみられる山や川の神が天皇に奉仕するという表現が用いられる必然性もうなづけよう。

吉野宮に幸せる時に、柿本朝臣人麻呂が作る歌
やすみしし我が大君
神ながら神さびせす
と吉野川 激つ河内

に高殿を高知りまして登り立ち 国見をせせば たたなはる青垣山 やまつみの奉る御調と 春へには花かざし持ち 秋立てば 黄葉かざせり 行き 浴ふ川の神も 大御食に 仕へ奉ると 上つ瀬に 鶺鴒を立ち下つ瀬に 小網刺し渡す 山川も 依りて仕ふる 神の御代かも

（巻二・三八番歌）
反歌
山川も 依りて仕ふる 神ながら 激つ河内に 船出せずかも

（巻二・三九番歌）
右、日本紀に曰く、「三年己丑の正月、天皇吉野宮に幸す。八月、吉野宮に幸す。四年庚寅の二月、吉野宮に幸す。五月、吉野宮に幸す。五年辛卯の正月、吉野宮に幸す。四月、吉野宮に幸す。」といふ。未だ詳らかに

何れの月に從駕して作る歌なるかを知らず。

当該の作品はいわゆる「吉野行幸歌群」と呼ばれる長歌二首、短歌二首からなる歌群の後半の長反歌である。吉野川の激流のほとりに宮殿を営んだ天皇が国見をすと「やまつみ（山の神）が春には花、秋には紅葉を奉り、「川の神」も天皇の食事に供するために上流では鶺鴒を指し、下流では小網を指し渡す、山の神も川の神も共に天皇にお仕えする御代であることよと「国つ神」の奉仕を詠うのである。

なお、当該歌の左注には吉野行幸の期日が掲げられ、当該歌の歌われた年代の特定がなされようとした痕跡がある。持統天皇は、在位十一年余りの間に三十回を越える吉野行幸を繰り返した。天武天皇の由来が残る地であり、持統天皇自身も精神的な拠り所とした地であったのである。